

東京都市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合規約（昭和40年4月1日総行地収第254号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

別表第2 地方公共団体の項第1区の欄中「西多摩衛生組合 秋川衛生組合」を「西多摩衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。